

令和6年度 山口県強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）開催要領

— 下 関 会 場 —

1 目的

専門的な研修により、生活環境への著しい不適応行動を頻繁に示す強度行動障害を有する方の障害特性の理解に基づく適切な支援の考え方を学び、適切かつ有効な支援を行う職員の養成を目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人 下関市社会福祉協議会

(山口県強度行動障害支援者養成研修指定研修事業者)

3 受講対象者及び定員

(1) 受講対象者

障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害を有する知的障害者（自閉症等を含む）、精神障害者等の支援を行っている者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援等の教師

(2) 定員 42名

※申込者が定員を超えた場合は、法人又は学校（以下「法人等」という）からの優先順位等を考慮して受講者を決定する。

4 研修期間

令和6年7月18日（木）～7月19日（金）

5 研修内容

別紙「研修カリキュラム」のとおり

6 研修会場

下関市社会福祉センター（山口県下関市貴船町三丁目4番1号）

7 申込方法について

別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、法人等ごとにとりまとめて、**郵送**で申し込む

8 申込期限

令和6年5月10日(金)必着

9 申込先（問合せ先）

〒751-0823 下関市貴船町三丁目4番1号

社会福祉法人 下関市社会福祉協議会 担当：早川、花元

TEL：083-232-2035 FAX：083-232-3434

Email：s-station@shimoshakyo.or.jp

10 受講者の決定

受講の可否については、5月下旬までに、受講決定を法人等へ通知する。

12 修了証書

研修の全日程を受講した者に対し、修了証書を交付する。

13 受講料

18,000円（2日間合計）

14 その他

- (1) 申込者が定員を超えた場合は、法人等からの優先順位等を考慮して受講者を決定しますので、あらかじめご了承ください。なお、受講者の変更については、申込期間中のみ可能で、受講決定後の変更はできません。
- (2) 受講料納付後のキャンセルについては、受講料の返還は行いません。キャンセルの理由等によっては、受講決定後であっても、受講者の変更により対応しますので、事前に申込先（問い合わせ先）まで連絡をお願いします。
- (3) 受講申込書に記載された個人情報は、名札・名簿の作成、修了証書の作成等、今回の研修に関する目的でのみ使用し、他の目的で使用することはありません。

令和6年度山口県強度行動障害支援者養成基礎研修カリキュラム

— 下関会場 —

1日目

時間	内容
9:00～	受付
9:30～9:40	研修のねらい
9:40～10:10	(講義)強度行動障害の理解 ・支援の基本的考え ・強度行動障害の状態 ・行動が起きる理由
10:10～11:10	(講義)強度行動障害の理解 ・障害特性の理解
11:10～12:10	休憩
12:10～14:10	(演習)強度行動障害の理解 ・困っていることの体験
14:20～15:50	(講義)支援のアイデア ・障害特性に基づいた支援
16:00～17:00	(演習)基本的な情報収集 ・行動を見る視点
17:00～17:10	今後の見通しについて

2日目

時間	内容
9:00～9:30	受付
9:30～11:00	(演習)特性の分析 ・特性の把握と適切な対応
11:10～12:10	(講義)チームプレイの基本 ・チームプレイの必要性
12:10～13:10	休憩
13:10～14:10	(演習)チームプレイの基本 ・支援手順書に基づく支援の体験
14:20～15:20	(講義)研修の意義 ・行動障害と虐待防止
15:30～16:00	(講義)研修の意義 ・家族の気持ち
16:00～17:00	(講義)実践報告 ・児童期及び成人期における支援の実際
17:00～17:10	閉会・修了証交付

*時間、内容は変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。